

日本籍内航船等に適用する無線設備の要件の明確化に関する改正の解説

1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている「日本籍内航船等に適用する無線設備の要件の明確化」に関する改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、無線設備規則／同検査要領（日本籍船舶用）が改正されている。なお、本改正は2025年12月25日から適用されている。

2. 改正の背景

2022年4月に開催されたIMO第105回海上安全委員会（MSC105）において、無線設備の搭載要件に関するSOLAS条約第IV章の改正が、IMO決議MSC.496(105)として採択された。また、2024年12月に開催されたMSC109において、関連要件の適用に関する指針を示すCOMSAR.1/Circ.32/Rev.3が承認された。本会は、これらの内容を既に本会規則に取り入れている。

一方、SOLAS条約第IV章が適用されない日本籍船舶（総トン数300トン未満の船舶又は国際航海に従事しない船舶）についても、当該指針に示されたMF無線設備の搭載に関する取扱いを適用することが、2025年3月31日付の国土交通省による船舶検査心得の改正により明確化された。

このため、当該船舶検査心得の改正に基づき、また、関連する国内法規との対応を明確化すべく、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) A3水域を航行する船舶に備えなければならない無線設備を示す無線設備規則表4.4のうち、SOLAS条約第IV章が適用されない日本籍船舶（総トン数300トン未満の船舶又は国際航海に従事しない船舶）に関する規定を、次のように改めた。
 - (a) 設備の選択肢からHF無線電話を削り、国内法規との対応を明確化した。これにより、移動衛星業務によるデータ通信又は無線通信を備えることが必須となるが、(MF/HF無線電話ではない)HF無線電話が単体で装備された事例は確認されていないため、実質的な影響はない。
 - (b) 予備の無線設備としてMF/HF無線設備を備える場合には、主装置としてのMF無線設備を備えることを要しない旨を、備考6に明記した。
- (2) 無線設備規則検査要領3.2.6において、ナブテックス業務の範囲でない水域を航行する場合に海上安全情報や捜索救助関連情報の放送を受信するための設備の選択肢からHF狭帯域直接印刷電信を削り、国内法規との対応を明確化した。これにより、ナブテックス水域外では、移動衛星業務に附加される高機能グループ呼出受信機により、当該放送を受信できることが要求されるが、本会では、日本籍船舶においては、従来から国内法規に従って当該要求を行ってきたため、実質的な影響はない。